

1 財務会計事務

(2) 比較見積の徴取漏れ

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課</p>	<p>知事顕彰事業PRのための新聞広告掲載の契約(契約金額55万円)に際し、二人以上の者から見積書を徴さなければならないにもかかわらず、ウェブページにより価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えていた。</p>	<p>1 業務委託において、必要な見積書を徴しておらず、大阪府財務規則第62条(見積書の徴取)に違反している。</p> <p>2 起案者のみならず、決裁関係者を含めて契約事務のルールについて周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (見積書の徴取) 第62条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用 第62条関係】</p> </div> <p>3 前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。</p>	<p>部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。</p> <p>併せて、会計事務ポータルサイトの紹介や平成25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。</p> <p>引き続き、会計事務研修を実施する。(年2回程度)</p>